三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	門脇　賢治

(2)　変更年月日

平成二十二年五月二十六日

○国土交通省告示第六百八十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年六月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　33

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ＳＢＩアーキクオリティ株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	高橋　和彦
変更後	山本富士男

(2)　変更年月日

平成二十二年四月二十六日

○海上保安庁告示第百五十八号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第二項の規定に基づき、船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十二年七月一日から施行することとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十四日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示

船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示（昭和四十四年海上保安庁告示第二百五号）の一部を次のように改正する。

別表鹿島の項を次のように改める。

鹿島	横浜	よこはまほあん（YOKOHAMA COAST GUARD RADIO）	一六	一二	常時	鹿島海上保安署	鹿島港に関すること（管制通報に関することを除く。）。
鹿島港内	かしまこうないほあん（KASHIMA HARBOR COAST GUARD RADIO）	一六	一二	常時	鹿島海上保安署	鹿島港鹿島水路に関すること（管制通報に関することに限る。）。	

別表千葉の項を次のように改める。

千葉	横浜	よこはまほあん（YOKOHAMA COAST GUARD RADIO）	一六	一二	常時	千葉海上保安部航行安全課	千葉港に関すること（管制通報に関することを除く。）。
千葉港内	ちばこうないほあん（CHIBA HARBOR COAST GUARD RADIO）	一六	一二	常時	千葉海上保安部港内交通管制室	千葉港千葉航路及び市原航路に関すること（管制通報に関することに限る。）。	

○防衛省告示第百二十二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十二年六月二十四日

防衛大臣　北澤　俊美

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十二年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで 二区域 平成二十二年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	すべての漁船の操業の禁止

○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十四日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西条市丹原町明穂乙一八三番二から同市丹原町寺尾甲三〇番一まで	前	八・二メートル～三二・四メートル	〇・四〇二キロメートル
	後	九・五メートル～三二・四メートル	〇・四〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十四日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百九十四号	高知県高岡郡越知町野老山字タキヤシキ六二二九番地先から同町野老山字西浦六二〇六番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月二十四日